

# 令和2年度第6回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年9月11日(水) 午後1時30分から午後4時00分

2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター(さざんか会館) 5階 大会議室

3. 出席委員 (23名)

会長	4番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵	緑
委員	1番	安東和彦	委員	14番	福安	修
〃	2番	村田幸範	〃	15番	上田壽一	博
〃	3番	河毛早苗	〃	16番	藏内敏博	雄
〃	5番	下田義男	〃	17番	砂川重雄	利
〃	7番	建部憲二	〃	18番	依藤利一	潔
〃	8番	川上信温	〃	19番	竹森	和
〃	9番	猪口実	〃	21番	柳田和廣	隆
〃	10番	福田克彦	〃	22番	石谷	修
〃	11番	中村精	〃	23番	加藤	司
〃	12番	福田淳一郎	〃	24番	岩永	正
〃	13番	山田準二				

4. 欠席委員 (1名)

委員 20番 香川 恵

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 14名)

旧市	川島忍	邑美	有本知勝
邑美	竹内七郎	高草	民谷富男
高草	佐藤徳太郎	湖南	上根邦十郎
湖東	佐々木文仁	湖東	村上文夫
福部町	平林久雄	河原町	漆原清志
河原町	藤田孝男	気高町	田中清晴
気高町	浜辺信康	河原町	梶川和生

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第	31号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	32号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第	33号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第	34号	非農地証明について
議案第	35号	鳥取農業振興地域整備計画の変更について
議案第	36号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第	37号	鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
- (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 蜂谷局長補佐 堀係長 坂本主任 川口主事 西村(会)

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、令和2年度第6回農業委員会総会を開会します。まず、定足数の確認をします。農業委員24名中、現在23名の出席ですので、会議は成立しております。</p> <p>次に、議事録署名委員には、3番 河毛委員、4番 濱田委員を指名します。では、議事に入ります。議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第31号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>整理番号22番につきましては、松原地内及び六反田地内の田4筆、計4,827㎡を贈与により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地までの距離は住所地から1km以内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われまます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われまます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は52アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われまます。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
上根委員	譲受人は田んぼをたくさん耕作しておられますし、コンバイン等の農業用機械も所有しておられます。農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
福田淳委員	譲渡人と譲受人の関係は、おじさんと甥っ子さんです。おじさんが県外へ出てしまったので、譲受人が（申請地を）ずっと耕作していました。農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号22番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

	<p>続きまして整理番号 2 3 番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号 2 3 番につきましては、気高町八束水地内の畑、479 m<sup>2</sup>を売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項第 1 号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地と同じ集落内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。</p> <p>次に、農地法第 3 条第 2 項第 4 号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま。</p> <p>次に、農地法第 3 条第 2 項第 5 号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 40 アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は 77 アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第 3 条第 2 項第 7 号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま。</p> <p>なお、農地法第 3 条第 2 項第 2 号（農地所有適格法人要件）、同第 3 号（信託の引受けの禁止）及び同第 6 号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
浜辺委員	<p>この案件は 5 月の総会で却下になったものです。却下の理由は、残土が置いてあったためです。現在、残土が撤収されて、トラクターで鋤いて畑になっております。地目は田ですが、現況は畑です。過去にビニールハウスをされた際に嵩上げをされて畑になっております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p>
議長	<p>引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
中村委員	<p>地目は田んぼですけど、一番、水が最後に来る、余り水しか来ない田んぼでして、周り三方は建物、畑地以外はやりようのない所です。現在、いろいろなものを植えておられまして、特段、支障がないと思われま。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p>
議長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>整理番号 2 3 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして整理番号 2 4 番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号 2 4 番につきましては、賀露町南五丁目地内の畑 1 筆、1,056 m<sup>2</sup>を売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項第 1 号 全部効率利用要件ですが、</p>

譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から4km以内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積30アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は71アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

村上委員 申請地は、既に草刈り等をされ整理されておりました。また、譲受人が既に所有されている農地を現地確認したところ、現在、ハウスで栽培している葉物等が日照不足による品質低下とのことでした。今回の申請が許可されれば、申請地でハウス栽培をしていきたいとのことでございます。

農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

川上委員 推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。  
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。  
整理番号24番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。  
では議案第32号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第32号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。  
整理番号11番につきましては、資材置場、駐車場を転用目的とするものです。  
申請地は、馬場地内の田1筆、2,420㎡のうち345.62㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。  
申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。  
申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第4条に基づく転用は適当であると判断します。  
以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

竹内委員	担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地は、チェックシートに従って何ら問題はございません。隣接耕作者からの同意も得られております。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
村田委員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号11番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第33号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 整理番号28番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。 申請地は、河原町曳田地内の畑1筆、321㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
藤縄委員	9月3日に、担当農業委員と現地確認しました。申請地は年に数回、草刈りをして維持管理されている遊休農地で、近隣の方からの同意書もあります。チェックシートによって確認いたしましたが、転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
田淵委員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号28番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして、整理番号1番（一時転用）を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号1番（一時転用）につきましては、砂利採取を転用目的とするものです。 申請地は、伏野地内の畑3筆、合計7,694.34㎡です。農地区分は、農用地区域

	<p>内農地に該当し、許可根拠は、一時転用です。</p> <p>申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。</p> <p>申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
佐々木委員	9月10日に担当農業委員と現地確認しました。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
川上委員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号1番(一時転用)について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
	では議案第34号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案第34号非農地証明について説明します。整理番号70番は整理番号74番と関連していますので一括して説明します。</p> <p>整理番号70番の申請地は、香取地内の畑1筆、896㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。</p> <p>整理番号74番の申請地は、香取地内の畑2筆、合計1,035㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
有本委員	9月4日に申請人、担当農業委員および事務局と現地確認しました。以前は梨を栽培されておりましたが、申請地の現況は、耕作放棄され原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
下田委員	担当推進委員の報告のとおりであり、申請地は農地としての維持管理が困難な場所に位置しているため、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>整理番号70番および74番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして整理番号71番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>整理番号71番の申請地は、松上地内の田1筆、畑2筆、合計484㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
佐 藤 委 員	<p>9月3日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地は山裾に位置しており、申請地の現況は、竹が繁茂し山林化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
加 藤 委 員	<p>担当推進委員の報告のとおりであり、申請地周辺も山林化しているため、承認することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>整理番号71番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして整理番号72番は整理番号73番および75番と関連していますので一括して審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>整理番号72番の申請地は、福部町栗谷地内の田1筆、1、169㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。</p> <p>整理番号73番の申請地は、福部町栗谷地内の田1筆、2、267㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。</p> <p>整理番号75番の申請地は、福部町栗谷地内の田1筆、2、938㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
平 林 委 員	<p>9月2日に事務局と現地確認しました。本件は数ヶ月前に申請のあった案件の隣接地になります。申請地は山崩れにより通行不能となった土地であり、申請地の現況は、雑草・雑木が繁茂し、原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>担当農業委員は欠席であるため、担当推進委員の報告をもって、担当農業委員の報告と代えさせていただきます。</p> <p>では、質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>

議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号72番、73番および75番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号76番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号76番の申請地は、大杣地内の田1筆、95㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
有 本 委 員	9月2日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、駐車場として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
村 田 委 員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号76番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号77番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号77番の申請地は、大杣地内の田2筆、合計527.55㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
有 本 委 員	9月2日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、住宅が建築され、宅地として使用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
村 田 委 員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

		整理番号 77 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号 78 番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		整理番号 78 番の申請地は、気高町浜村地内の田 1 筆、84 m <sup>2</sup> です。申請事由は、人為的潰廢地で転用の事実行為から 20 年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長		では、担当推進委員の報告をお願いします。
田中清委員		9月2日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地周辺は宅地化しており、申請地の現況は、住宅への進入路として利用されておりました。人為的潰廢地ですが、転用の事実行為から 20 年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長		引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
中 村 委 員		担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長		では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号 78 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号 79 番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		整理番号 79 番の申請地は、気高町新町二丁目地内の畑 2 筆、合計 570 m <sup>2</sup> です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廢したというものです。 以上で説明を終わります。
議 長		では、担当推進委員の報告をお願いします。
田中清委員		9月2日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地周辺は宅地化しており、申請地の現況は、耕作放棄され雑草が繁茂するなど、雑種地となっております。長期間耕作放棄され、自然潰廢した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長		引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
中 村 委 員		担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長		では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号 79 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号 80 番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号 80 番の申請地は、青谷町青谷地内の田 1 筆、708 m <sup>2</sup> です。申請事由は、人為的潰廢地で転用の事実行為から 20 年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員は本日欠席のため、担当農業委員の報告をお願いします。
竹 森 委 員	9 月 2 日に申請人、担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地は自宅の裏側に位置しており、申請地の現況は、小屋が建築され家庭菜園として利用するなど、宅地として使用されており、農地として独立した機能を確認できませんでした。人為的潰廢地ですが、転用の事実行為から 20 年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号 80 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号 81 番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号 81 番の申請地は、田園町四丁目地内の田 1 筆、588 m <sup>2</sup> です。申請事由は、人為的潰廢地で転用の事実行為から 20 年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
川 島 委 員	9 月 2 日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、建物敷地として利用されておりました。人為的潰廢地ですが、転用の事実行為から 20 年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
会長職務代理者	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
濱 田 委 員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号 81 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第 35 号「鳥取農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 35 号鳥取農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について説明します。 編入の協議番号河原 1、協議番号河原 2 は、関連していますので一括して説明します。

	<p>こちらにつきましては、農業振興地域内農用地区域へ編入する土地について、鳥取市長から意見を求められています。</p> <p>土地の所在は、協議番号河原1は、河原町中井地内で田2筆、1,966㎡です。協議番号河原2は、河原町中井地内で田2筆、2,382㎡を編入するものです。編入の理由は、多面的機能支払及び中山間直接支払の協定農地に位置付け、河原町中井集落の守るべき農地として維持管理していくこととしたためです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
漆原委員	9月8日に担当農業委員と現地確認しました。申請地は、昭和55年以降に圃場整備されておりますが、その時に編入されていなかった土地となります。編入目的は妥当であり、編入することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
田 淵 委 員	担当推進委員の報告のとおりで、編入することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。
依藤委員	この農地は、現在、耕作されているのですか。
田 淵 委 員	しっかり、耕作されております。
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>編入の協議番号河原1、協議番号河原2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。続きまして、除外の協議番号鳥取1を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	<p>除外の協議番号鳥取1につきましては、農業振興地域内農用地区域から除外する土地について、鳥取市長から意見を求められています。</p> <p>土地の所在は、六反田地内で田1筆、743㎡のうち498.13㎡を除外するものです。除外の理由は、住居を設置するためです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
上根委員	担当農業委員と現地確認しました。除外目的は妥当であり、周辺農地に影響はありませんので、除外することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
福田淳委員	担当推進委員の報告のとおりで、除外することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。
	(質疑・意見なし)
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>除外の協議番号鳥取1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>

		(異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。 続きまして、除外の協議番号鳥取2を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		除外の協議番号鳥取2につきましては、農業振興地域内農用地区域から除外する土地について、鳥取市長から意見を求められています。 土地の所在は、香取地内で田1筆、畑2筆、合計8,096㎡を除外するものです。除外の理由は、植林するためです。 以上で説明を終わります。
議	長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
有 本 委 員		9月4日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。大雨等による斜面の崩落を防ぐために植林するもので、除外目的は妥当であり、周辺農地に影響はありませんので、除外することに問題ないと判断します。
議	長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
下 田 委 員		担当推進委員の報告のとおりで、除外することに問題ないと判断します。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 除外の協議番号鳥取2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。 続きまして、除外の協議番号鳥取3を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		除外の協議番号鳥取3につきましては、農業振興地域内農用地区域から除外する土地について、鳥取市長から意見を求められています。 土地の所在は、下段地内で田1筆、942㎡のうち700㎡を除外するものです。除外の理由は、住宅を設置するためです。 以上で説明を終わります。
議	長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
民 谷 委 員		8月31日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。協議地は保全管理された農地で、実家近くにあるため協議地に住宅を建築し、両親・祖母を支え、父がしている農業に従事する計画であるため、除外目的は妥当であり、周辺農地に影響はありませんので、除外することに問題ないと判断します。
議	長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
加 藤 委 員		担当推進委員の報告のとおりで、除外することに問題ないと判断します。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 除外の協議番号鳥取3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

		(異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。 続きまして除外の協議番号河原1を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		除外の協議番号河原1につきましては、農業振興地域内農用地区域から除外する土地について、鳥取市長から意見を求められています。 土地の所在は、河原町牛戸地内で田1筆、1,514㎡のうち743㎡を除外するものです。除外の理由は、住宅を設置するためです。 以上で説明を終わります。
議 長		では、担当推進委員の報告をお願いします。
藤 田 委 員		9月1日に担当農業委員と現地確認しました。実家近くにあるため協議地に住宅を建築するため、除外目的は妥当であり、周辺農地に影響はありませんので、除外することに問題ないと判断します。
議 長		引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
田 淵 委 員		担当推進委員の報告のとおりで、除外することに問題ないと判断します。
議 長		では、質疑・意見はございませんか。
猪 口 委 員		農振からの除外の時に、中山間事業とか諸々の事業で、部落とか個人に補助金がでているが、これらの申請も並行してやっているのか。
田 淵 委 員		5年なら5年を経過して、期間が切れる時に、自分の土地を外してもらって申請をしていますので、問題はありません。
局 長		お手元の資料をご覧ください。市町村長の考え方の⑥です。「協議地は、中山間直接支払及び多面的機能支払の対象農地ではない」とあります。その辺については確認をとっております。もし今回のように対象であれば、切り替わる時に対象から外すということをしておりますし、途中で申請の場合は、補助金は返還という形になります。
議 長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 除外の協議番号河原1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。 続きまして除外の協議番号河原2を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		除外の協議番号河原2につきましては、農業振興地域内農用地区域から除外する土地について、鳥取市長から意見を求められています。 土地の所在は、河原町神馬地内で田1筆、249㎡のうち24.75㎡を除外するものです。除外の理由は、墓地を設置するためです。 以上で説明を終わります。
議 長		では、担当推進委員の報告をお願いします。
漆 原 委 員		担当農業委員と現地確認しました。現在は、山の中腹に墓地を所有しているが、高齢になり手入りが困難になってきているため、除外目的は妥当であり、周辺農地に影響はありませんので、除外することに問題ないと判断します。

議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
田 淵 委 員	担当推進委員の報告のとおりで、除外することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 除外の協議番号河原2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。 では、議案第36号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第36号鳥取市農用地利用集積計画について説明します。 鳥取市長から、令和2年9月25日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが、新規37件、更新2件、合計39件で、面積は、田41,730㎡、畑29,438㎡、合計71,168㎡です。 権利種別の内訳は、賃借権25件、使用貸借による権利14件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第36号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第37号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第37号鳥取市農用地利用配分計画について説明します。 鳥取市長から、農用地利用配分計画の案の作成に係る意見決定を求められています。 これは、農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第3項に基づき、鳥取市が作成した農用地利用配分計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田164,479㎡、畑10,757㎡。権利種別の内訳は、賃借権94件、使用貸借による権利3件となっています。 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第37号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

		<p>続きまして、議案書の報告事項につきまして、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p> <p>報告事項 (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について (2) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について</p>
議	長	<p>その他報告事項につきまして、事務局ありますか。 (特になし)</p>
議	長	<p>それでは検討事項がありますので事務局お願い致します。</p> <p>その他の案件について</p> <p>農業委員会だより編集委員の募集について</p>
事 務 局		<p>農業委員会では年に3回、農業委員会だよりを発行しています。 先回の農業委員会だより編集委員は、事務局より指名して就任していただいておりますが、今回の改選からは募集を行い、編集委員に就任していただこうと考えています。一人でも多くの応募をお願いします。</p>
議	長	<p>編集委員の応募については、私からもよろしくお願ひしたいと思います。</p>
事 務 局		<p>「令和2年度農地等利用最適化推進施策の改善についての意見書」の作成について</p> <p>今年度の意見書の取りまとめについて、事務的な流れを説明します。 今回議案書と一緒に送付した意見書について、返送されたものを集約したものをお手元に配布してします。 本来であればそれぞれにいただいた御意見をもとに総会で意見交換していただいて最終案を作成することになりますが、皆さんから寄せられた御意見が多いため、どのような意見が委員より寄せられたか持ち帰って目を通していただきたいと思ひます。 また、いただいた御意見のほかにこの場で御意見を述べたいという委員の方がいらっしゃればお聞かせいただければと考えています。お聞かせ願えた御意見については併せて次の総会までに集約したものをお示ししたいと考えています。 次に御質問が事前に事務局まで寄せられていましたので、口頭にてご回答したいと思います。 お手元の資料の6ページに「担い手への集積や遊休農地の発生防止について、JAなど関係機関と一緒にいく必要があるが、どのような連絡会議や意見交換をしているのか教えてほしい」というご質問についてお答えさせていただきます。 主だったものに、以前の「人・農地プラン」についてJAを単位として16プランありました。現在は実質化された「人・農地プラン」について担当区域の農業委員、農地利用最適化推進委員の方に出席していただいて実質化された「人・農地プラン」での話し合いに参加いただいております。 次に鳥取市再生協議会、こちらは年に2回開催されています。メンバーには市、JA、農業委員会会長、その他各関係者の代表等が参加します。 また、チーム会議と呼ばれる話し合いの場を不定期ですが年に数回開催されています。最後にブロック会議と呼ばれている会議を年に2回行い、情報交換を行っています。</p>
議	長	<p>組織的なものの説明でしたが、委員の皆様におかれては日頃からJAなど関係機関と連携</p>

	を図りながら業務を進めていただきたいと思います。
砂川委員	私の地元でも担い手との話し合いが年に1回ありますが、JAの取り組みは期待できるものではないと考えています。話し合いの場でJAから報告がありますが、通り一辺倒の報告のみです。県・市の方も出席されますが話を聞いて帰るだけになっています。担い手をどのように育てるかといった内容の話し合いは行われていないように感じています。これでは何十回行っても問題解決にはならないのではないかと感じています。
依藤委員	<p>農地パトロールを行っている、戦中・戦後の食糧難の中、中山間地の丘陵を開墾して戦後の食糧難をしのげたと思われる農地を確認できます。その後の減反政策で狭隘な中山間地域の農地が作られることもなくたくさん残っている状態も確認できます。やはりあのあたりの整理から始めないと集積や集約はできませんし、担い手へも効率的に振り分け出来ないのではないかと考えています。</p> <p>本来守るべき農地をはっきりと仕分けしないと農地の有効利用もできないのではないのでしょうか。区切りをつけてしまわないと何年かかってもできるわけがないと思います。任期の3年間で整理をしながらやっていく必要があると思います。</p> <p>もう一つは、「人・農地プラン」が全く機能していないのではないかと感じることがあります。農家相談会がありますが、だれが後継者でだれが担い手なのか情報があまりにも少ないと感じることがありました。11月頃に今年度の農家相談会が開催されると思いますが農家相談会の後にでもブロック会議を設けないとせっかくの情報も生かせないのではないかと感じています。今年度の農家相談会の後でブロック意見交換会を設けて意見交換を行いたいと考えています。</p>
議 長	中山間地域の農地が荒廃しているのは事実なのでしっかりと整理を行って担い手に優良農地をつなげていくことが私たちの使命だと思っています。そうなってくるとどこかの組織を頼るのではなく、日々の農地パトロールや農家の方との雑談などの中でつなぎ合いながらその都度都度毎で対応していくことが大切だと思います。
福安委員	<p>農地パトロールをしてみてA分類と判断していた農地でも後継者がいない農地がたくさん存在しているのが現状です。担い手をお願いをしてもなかなか受けてくれません。市のほうでも文書などを送付して厳しく対応していく必要があるのではないかと感じています。農地の集積や集約といってもそのあたりがあるので難しいのではないかと感じています。</p> <p>以上が農地パトロールをしてみて感じた私の意見です。</p>
議 長	1年間何もしなければ農地はすぐに荒れてしまいます。優良農地のうちにしっかりと担い手へつなげていくように相談や声掛けを行う必要があると思っています。今期から事務局より皆さんに名札を作ってもらっているのでも情報収集しながら訪問活動を行ってほしいと思います。
梶川委員	この意見書をそのまま出すわけにはいかないのでも、もう少し絞っていただきたいと思います。
事務局	<p>お手元に配布しているものはあくまで皆さんの意見を集約しているものになりますので、提出する文書は絞り込んで作成する予定にしています。</p> <p>次の総会までには精査したものをお示しできるとは思いますが、しっかりと話し込んで作成したいと考えています。</p> <p>「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の作成について</p>
事務局	<p>「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の作成については、早期に策定を行いたいと考えています。指針の策定についても先ほどの意見書と同様に意見照会をおこなっています。</p> <p>お手元に配布しているものは意見書と同様、意見を列したものをお配りさせています。</p>

議 長	<p>寄せられたご意見を反映させながら事務局で案を作成したいと考えています。 この場での御意見があれば意見聴取したいと考えていますし、指針についても事前に御質問がありましたので口頭ですがお答えします、よろしいでしょうか。</p> <p>どなたか御意見等はありませんか。 無いようですので、次に進んでください。</p>
事 務 局	<p>それでは事前に質問いただいていた件について、回答します。 まず、新規就農者についてどのように取り組んでいるのか教えてほしいといったご質問がありました。通常の業務においても農業委員会事務局の窓口に新規就農の希望者が訪れることがありますのでその対応を行っています。また、農政企画課や企業立地支援課へ新規就農希望者がある場合は同席して相談を受けることになります。 また、農政企画が取り組んでいる事業として県中間管理機構が主催する新農業人フェアについても参加しています。ただし、今年度に関しては新型コロナウイルス感染症対策としてオンラインでの就農相談会になったと聞いています。 市の地域振興課の所管になりますが、移住定住相談会を実施しており、農政企画の職員も年に1、2回参加しています。 なお、就農が決まっている方に関しては県の普及所、鳥取市では東部総合事務所内にある所管の普及所が窓口になって相談に乗っています。</p>
議 長	<p>以上、事務局から説明がありましたがおほかに発言はありませんか。 無いようですので、以上を持ちまして令和2年度 第6回鳥取市農業委員会総会・定例会を閉会といたします。どうもご苦労様でした。</p> <p style="text-align: center;">閉会 午後4時</p>